

とやま未来創生でんき  
「とやま水の郷 企業投資応援でんき」  
募集要項

2026年4月1日実施

富 山 県  
北 陸 電 力 株 式 会 社

# とやま水の郷 企業投資応援でんき

## 募集要項

### 目 次

1	目 的	1
2	定 義	1
3	適用 内 容	2
4	供 納 要 件	5
5	申込手 続き	5
6	契 約 手 続き	6
7	その他留意事項	6

# とやま水の郷 企業投資応援でんき

## 募集要項

富山県と北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）は、2021年4月より、双方の協力のもと電力供給ブランド「とやま未来創生でんき」を創設し、その新たな電気料金メニューの一つとして、富山県が運営する水力発電所で発電された電力を活用することにより、電気の使用にともなう二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」といいます。）の排出量が実質的にゼロとなる環境価値を付帯した電気を、北陸電力の標準的な電気料金に環境価値に相当する価格を加算し、新增加電力に応じた価格を減額して供給する「とやま水の郷 企業投資応援でんき」（以下「本契約」といいます。）を設定することといたしました。

本契約の適用を希望される企業にあっては、本募集要項（以下「この要項」といいます。）にもとづき、申込みをしていただきます。

### 1 目的

北陸電力は、主に富山県が運営する水力発電所で発電された電力を活用して、一定の要件を満たした富山県内の企業に対して、電気の使用にともなうCO<sub>2</sub>排出量を実質的にゼロにすることができ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に活用いただける電力を、北陸電力の標準的な電気料金に環境価値に相当する価格を加算し、新增加電力に応じた価格を減額して供給いたします。これにより、富山県で新たな取り組みに挑戦する企業、雇用の創出に取り組む企業の活動および脱炭素化を支援し、企業誘致等や地産地消を推進することで、富山県の経済発展に繋がることを企図するものです。

### 2 定義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

#### (1) 企 業

法人その他の団体および個人事業主をいいます。

## (2) 申込者

本契約の適用を希望し、この要項にもとづき申込みする企業をいいます。

## (3) 契約者

本契約の適用を受ける申込者をいいます。

## (4) 供給対象箇所

本契約の適用を希望する場所であって、北陸電力と電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）を締結しているまたは締結予定の富山県内の需要場所をいいます。

## 3 適用内容

### (1) 電源構成

① 電源構成は、原則として、富山県が北陸電力に売電する対象の富山県内の県営水力発電所で発電された電気に由来する非化石証書を使用することにより、実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなる電気（以下「実質再エネ電気」といいます。）といたします。

ただし、計画外の発電所停止等により供給量が不足した場合等は、北陸電力が保有するまたは北陸電力が相対契約で調達する富山県内の水力発電所で発電された電気に由来する非化石証書を使用することがあります。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値を取引する市場において取引する再生可能エネルギー指定の非化石証書といたします。

② 北陸電力は、本契約による電気の供給に先だち、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

③ 北陸電力は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

④ 北陸電力は、②および③で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況をお知らせいたします。

⑤ 申込者および北陸電力は、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値を取引する市場で取引される非化石証書に含まれる環境価値につ

いて、重複することなく適正に管理および使用するものといたします。

## (2) 料 金

各月の料金は、北陸電力の「電気標準約款」および「電気標準約款Ⅱ」等（以下「標準約款等」といいます。）によって算定された基本料金および電力量料金等の合計に、①によって算定された加算額（以下「とやま水の郷企業投資応援でんき加算額」といいます。）を加え、②によって算定された割引額（以下「とやま水の郷 企業投資応援でんき割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

### ① とやま水の郷 企業投資応援でんき加算額

とやま水の郷 企業投資応援でんき加算額は、1月につき次により算定いたします。

とやま水の郷 企業投資応援でんき加算額

$$= \text{イの購入電力量} \times \text{ロの加算単価}$$

#### イ 購入電力量

実質再エネ電気の購入電力量は、申込者と北陸電力との協議によつて定めます。

#### ロ 加算単価

加算単価は、申込者と北陸電力が取り交わす契約書に定めます。

### ② とやま水の郷 企業投資応援でんき割引額

とやま水の郷 企業投資応援でんき割引額は、1月につき次により算定いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合（標準約款等の予備特別高圧電力または予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）のとやま水の郷 企業投資応援でんき割引額は、零といたします。

とやま水の郷 企業投資応援でんき割引額

$$= \text{イの新増加電力} \times \text{ロの割引単価}$$

#### イ 新増加電力

新増加電力は、各月の契約電力から申込者と北陸電力との協議によって定める基準日の契約電力を差し引いた値および申込者から提出された電力使用計画にもとづき、申込者と北陸電力との協議によって定めます。

#### ロ 割引単価

割引単価は、1キロワットにつき500円00銭（消費税等相当額を含みます。）を上限として、申込者と北陸電力との協議によって定めます。

### (3) 適用期間

本契約による料金の適用期間（以下「適用期間」といいます。）は、本契約が成立した日の直後の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から、2028年3月31日までといたします。

ただし、(2)②のとやま水の郷 企業投資応援でんき割引額は、適用開始日以降1年目の日または2028年3月31日のうち、いずれか早い日まで適用するものといたします。

なお、本契約が成立した日と検針日が同日の場合は、本契約が成立した日を適用開始日といたします。

### (4) 適用期間中の解約の取扱い

① 富山県または北陸電力の異常渇水または非常変災その他の事由により本契約を適用することが困難となった場合は、本契約を解約させていただくことがあります。この場合、富山県および北陸電力は、契約者に生じた損害について賠償の責めを負いません。

② 申込書類に虚偽の記載、申込みに不正の行為があったと認められる場合または供給要件に反すると認められる場合等は、本契約を解約いたします。

③ 本契約を解約する場合、解約する日が属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金（以下「解約にかかる料金」といいます。）については、「とやま水の郷 企業投資応援でんき割引額」は適用いたしません。

なお、「とやま水の郷 企業投資応援でんき加算額」は、解約にかかる料金まで適用いたします。

④ ②または契約者の都合により、適用期間中に本契約を解約する場合は、

北陸電力がやむをえないと認める場合を除き、適用開始日以降に適用した「とやま水の郷 企業投資応援でんき割引額」を契約者から申し受けます。

#### 4 供給要件

本契約の適用は、次の要件を満たす申込者および供給対象箇所を対象といたします。

- (1) 申込者は、富山県内に事業所を置くまたは置こうとする企業であること。
- (2) 申込者は、供給対象箇所において、北陸電力から電力の全量の供給を受けているまたは受ける予定であること。

なお、供給対象箇所における北陸電力との電気需給契約の名義は、原則として、申込者と一致していること。

- (3) 供給対象箇所は、受電電圧が高圧（標準電圧6,000ボルト）および特別高圧（標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、60,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルト）であること。

- (4) 申込者および供給対象箇所は、富山県から次に掲げるいずれかの計画の認定または承認を受けていること。

- ① 地方拠点強化税制に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画
- ② 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画

- (5) 申込者は、2026年4月1日以降、供給対象箇所において契約電力を新たに設定し、または増加されること。

- (6) 特別約款の企業投資応援でんきの適用を受けていないこと。

- (7) 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

#### 5 申込手続き

申込手続きは次のとおりといたします。

なお、北陸電力に対する電気需給契約の申込みについては、別途必要となり

ます。

#### (1) 申込方法

本契約の適用を希望される場合は、北陸電力のホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、北陸電力のホームページに記載の事業所まで申込みをしていただきます。

#### (2) 申込期間

2026年2月4日から2028年1月31日までの間、先着順に随時受け付けいたします。ただし、供給可能量に達し次第、受付を終了いたします。

#### (3) 提出が必要な申込書類

- ① 「とやま水の郷 企業投資応援でんき」適用申込書（様式1）
- ② 年間電力使用計画書（様式2）

適用期間に応じた電力使用計画を提出していただきます。なお、申込者が電力使用計画を変更される際は、変更後の電力使用計画を提出していただきます。

- ③ 「4 供給要件(4)」に定める計画の認定通知書等の写し

### 6 契約手続き

#### (1) 審査

北陸電力において申込内容を審査し、供給可能量の範囲内で契約者を決定いたします。

なお、審査の結果は、電話もしくは電子メールにて通知いたします。

#### (2) 契約の成立

「(1) 審査」の結果、「適用」となった場合、北陸電力は、申込者と契約書を取り交わし、これにより本契約が成立いたします。

なお、北陸電力は、申込者からの申込内容および審査結果について、富山県に情報提供を行ないます。

### 7 その他留意事項

#### (1) 申込書類の取扱い

## ① 情報の利用

富山県または北陸電力は、必要に応じて、申込書類に記載された情報について、関係機関に照会することができるものとし、本契約の適用のため利用することができるものといたします。

## ② 申込書類の返却

提出された申込書類は、返却いたしません。申込書類の控えが必要な場合は、申込者においてあらかじめコピーをお取りいただく等、これに必要な対応を行なっていただきます。

### (2) 調査およびP Rの実施

富山県は、契約者に対し、企業活動等を支援する目的で各種調査およびP Rを実施することがあります。

### (3) 排出係数の扱い等

本契約による供給については、原則として、富山県が運営する水力発電所で発電された電気に由来する非化石証書を使用することにより、契約者が購入した実質再エネ電気の使用にともなうCO<sub>2</sub>排出係数はゼロになります。

### (4) 証明書の交付

富山県および北陸電力は、契約者に対して、富山県内の水力発電所で発電された電気に由来する非化石証書を使用していることを示す証明書を交付いたします。

### (5) 要項の変更

富山県または北陸電力は、民法548条の4の規定にもとづき、この要項を変更することができます。この場合、適用期間終了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の募集要項によります。

### (6) その 他

- ① 適用期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものといたします。
- ② この要項に定めのない事項については、標準約款等によるものといたします。